

昭和二十六年三月二十四日(土曜日)

午後零時五分開議

出席委員

委員長代理 松本善壽君

理事 鈴木 義男君

飯塚 定輔君

大内 一郎君

橋本 龍伍君

山口喜久一郎君

吉米地義三君

河田 賢治君

出席國務大臣

厚生大臣 黒川 武雄君

運輸大臣 山崎 猛君

出席政府委員

總理府事務官 三橋 則雄君

(總理府府務局長) 荒木茂久二君

運輸事務官 荒木茂久二君

(運輸大臣官房長) 荒木茂久二君

委員外の出席者

専門員 龜井川 浩君

専門員 小關 紹夫君

三月二十二日

厚生省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第二二四号)

同月二十三日

運輸省設置法等の一部を改正する法

律案(内閣提出第二二六号)

同月二十二日

公務員の新恩給制度確立に関する諸

議(前田種男君紹介)(第一四一七号)

同(堀川恭平君紹介)(第一四六二号)

同(稻澤やぶ子君紹介)(第一四六三

号)

同(有田喜一君紹介)(第一五二六号)

戦傷病者に対する恩給増額の請願
(長野長廣君紹介)(第一四六四号)
の審査を本委員会に付託された。

同日

追放解除に関する陳情書(東京都港

区西久保巴町三十五番地全国町村会

長白鳥義三郎)(第四四六号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

小委員及び小委員長の選任に関する

件

厚生省設置法の一部を改正する法律

案(内閣提出第二二四号)

運輸省設置法等の一部を改正する法

律案(内閣提出第二二六号)

外国爲替管理委員会設置法の一部を

改正する法律案(内閣提出第二二

号)(予)

恩給法一部改正に関する件

○松本(善)委員長代理 これより會議

を開きます。

委員長が所用のため私が委員長職

務を行います。

本日の日程に入ります前にお諮りい

たしたいことがあります。行政監査制

度を調査するため小委員会を設けたい

と存じますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松本(善)委員長代理 御異議なけれ

ばさよう決定いたします。なお小委員

の数、小委員及び小委員長の選任につ

きましては、委員長に御一任願いたい

と存じますが御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松本(善)委員長代理 御異議なけれ

ば小委員はその数を八名とし、小委員

には

青木 正君 江花 靜君

木村 公平君 坂田 英一君

松本 善壽君 船田 亨二君

松岡 駒吉君 河田 賢治君

小委員長には松本善壽君をそれ〴〵御

指名いたします。

○松本(善)委員長代理 それではこれ

よりまず恩給法一部改正に関する件を

議題とし、小委員飯塚定輔君より小委

員会の調査の結果について報告いたし

たい旨の申出がありますから、この

際これを許します。飯塚定輔君。

○飯塚委員 恩給法一部改正に関する

小委員会の御報告をいたします。実は

江花委員長が不在のため、小委員長に

かわつて私より委員会の調査の経過並

びに結果について御報告申し上げます。

本小委員会は三月九日に設置せら

れ、三月十三日小委員会を開き、恩給

法の一部改正について總理府の恩給局

長の意見を徴し審議いたしました結

果、次に申し上げます通りの恩給法

の一部を改正する法律案を全会一致を

もつて起草した次第であります。この

たびの恩給法の一部を改正する法律案

を起草いたしました趣旨は、本年一月

公務員の給与水準が引上げられました

のにかんがみ、これに際して従来の恩

給額を増額する必要があると、諸法令の改正に伴い恩給法の規定

も整備しようとするものであります。

本法案の要旨を申し上げますと、大

体次の四つに区分することができると

でございます。第一は、恩給年額の増

額改訂。第二は、多額所得者の普通恩

給の一部停止に関する規定の改正。第

三は、恩給法と恩給法臨時特例の規定

の統合整備であり、第四として、諸法

令の改正に伴う改正及び字句の修正整

理であります。

すなわち第一の恩給年額の増額改訂

は、本年一月公務員の俸給の給与水準

が改訂せられましたので、現行給与法

令が適用される前の俸給を基礎として

計算されております恩給年額を、昭

和二十六年一月分以降現行給与令によ

る俸給を基礎として計算した場合の恩

給年額に改訂するのであります。これ

によりますと、恩給年額の計算の基礎

となつております俸給年額の最低を例

にとつてみますと、年額三万八千二百

八円のものに四万六千二百円に引上げ

ることになり、これより数十段階にわ

かれて増額せられることになりました

で、平均三五%の増額となるのであり

ます。第二は、多額所得者の普通恩給

の一部を停止する規定の改正でありま

す。普通恩給年額三万円以上で、

恩給外の所得、年額二十万円を越える

ものについて普通恩給の一部を停止す

る現行の規定を改めて、その基準金額

の水準を引上げまして、普通恩給年額

五万円以上で、恩給外の所得年額二十

五万円を越える者について、現行法の

よりな割合で普通恩給の一部停止を行

おうとするのであります。第三の恩給

法と恩給法臨時特例の規定の統合整備

についてであります。これは恩給事

務の円滑な運営をはかるため、現行恩

給法臨時特例を廃止してその規定を恩

給法に統合するとともに、同法の規定

を整備するのでございます。第四の諸

法令の改正に伴う改正及び字句の修正

整理は、公務員制度の改革により、國

家公務員の身分から地方公務員の身分

に切りかえられた恩給法上の公務員た

る教育職員及び待遇職員に關して所要

の改正を行い、また恩給法上の公務員

であります文官の範圍に關してこれを

明確にする等、所要の改正を行い、な

お諸法令の改正に伴つて、不適当また

は不要となつた規定を修正整理せんと

するのであります。

以上が本法案の要旨であります。が、

本法の内容は別紙の通りでございます。

右御報告申し上げます。

○松本(善)委員長代理 御質疑はござ

いせんか。――それでは私ちよつと

質疑を試みたいと思ひます。今回恩給

法の改正に關する問題について、ただ

いま小委員会の委員長さんから御説明

がございましたが、二、三の点につい

てお聞きしたいと思ひます。

今回の恩給増額の率ほどの程度にな

るものか、またこれによる予算の増額

はどのくらいになるか、まずこの一点

をお尋ねしたいと思ひます。

○飯塚委員 本法案による恩給増額

は、今回の俸給給与水準の引上げに伴

うものであります。すなわち本年の

一月から公務員の俸給が改訂せられま

したのに伴つてその増額の率も俸給増額の率と相応するわけでありませう。最低は二割一分、最高は五割六分程度になりませうが、平均いたしますと三割五分程度の増加率となつておるのであります。

次にこれに伴う予算の増額を申し上げます。本年中の恩給増加分を含めまして、約十九億円の増加となるのであります。一時恩給が前年度よりも減少するなどの点もありまして、昭和二十六年度の年金及び恩給予算は七十一億七千三百万円でございます。前年度に比べますと、大体十五億円の増加となるわけでございます。

○松本(善)委員長代理 次に、簡単に答えを願ひたいのでありますが、教育職員などで、昭和二十三年六月前の退職者の恩給は、それ以後の退職者の恩給に比べますと、相当低くなつてゐるようでありませうが、これが是正について考慮しておるかどうか。

○飯塚委員 答え申し上げます。昭和二十三年に給与が改訂されました際には、単に給与ベースが引上げられただけでなく、給与制度が非常にかわつたのであります。その際待遇改善が行われ、警察官、教育職員などが一般職員より非常によくになり、また在職年数が長いほど有利に切りかえられ、個人的にもいろいろの差があつたのでございませう。こういうことは戦前にも例がありましたことと、それによつて一々恩給を改めることは技術的にも相当困難なことと思ひます。

○松本(善)委員長代理 もう一つの恩給増額に関連してお尋ねいたしたいのでありますが、軍人軍属の傷痍恩給が非常に低額のままに放置されてゐる

が、その増額についてどう考えておられますか。

○飯塚委員 軍人軍属の傷痍恩給については、ポツダム勅令の第六十八号によつて定められております。昭和二十三年に増額になつて今日までそのまゝになつてゐるのでありますが、それは司令部の覚書がありまして、他の社会保障給付の最低のものを越えてはならないことになつてゐるのであります。その対象として厚生年金保険が考えられるのでありますが、今回本国会の決議によりまして、それを増額する法律が通過いたしましたのでございませう。これに應じて増額することとなるのではないかと考えられますが、政府においてこの点進めておられることと思ひます。もし詳細な御説明を必要とするならば、恩給局長も見えておりますから、恩給局長から説明させていただきますか。

○松本(善)委員長代理 一応了承いたしました。ほかに質疑はありませうか。

○河田委員 これは提案者あるいは政府にも聞きたいのでありますが、社会保障制度の勧告が出まして、且下厚生省でもその点では相当考究され、明年度から全面的にやるといふお話があつたのでありますが、特に官庁に勤めておつて恩給のあるものには、若干でも恩給制度によつて収入の道があるのではありませんか、普通一般の民間企業等におきましては、こういう恩給制度といふものはほとんどないもので、従つて失業手当等が切れば、相当な職員でももうだめという実情にある。この恩給法が改正されるにあつて、政府といたしまして、この点と社会保障制

度の関係について大体どういふお見込みを持っておられるか、その点をお聞きしておきたい。

○飯塚委員 社会保障制度に關しましては、政府におきまして、また各党におきまして、相当前から考究せられております。この社会保障制度に關しましては、御承知のように、英國あるいはアメリカ、日本、それと違つた点もございませうが、救済という点に關して日本では相当これを考へておると思ひます。ただいまの社会保障制度と恩給制度の關係につきましては、去年の恩給制度の改正のときに当局から御説明がありましたように、恩給制度に關する既得權に對しては、社会保障制度が將來實現してしても、侵害しないような方法で考究してゐるということとを、去年の恩給法の改正のときにも申されておりますが、なおその点に關しましては、恩給局長から御説明を願つた方がよろしいかと思ひますので、私はこの程度に申し上げておきます。

○三橋政府委員 ただいま飯塚委員からお答えになりました通りに大體政府の方も考へてゐることとございまして、將來社会保障制度ができて、民間の俸給生活者その他の退職者の生活が安定するような措置がとられましたといひましたけれども、現在の恩給受給者の既得權が侵害されるようなことはなからうと考へております。なお一般の社会保障制度につきましては、御説の通り政府の方におきまして機關を設けまして、その機關におきまして、いろいろと具體案をつくることを進めております。

○松本(善)委員長代理 御質疑はありませうか。御質疑がなければ、ただいま小委員より報告のありました恩給法の一部を改正する法律案の小委員會の提案を委員會の提案といひし、これを委員會が提出案といひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松本(善)委員長代理 御異議がなければ、さう決定いたします。なお本案に關する提案理由の説明につきましては、委員長に御一任願ひます。

第五十一号を次のように改める。
五十一 特定の医薬品、用具及び化粧品規格を定め、又はこれらの検定を行うこと。
第十五條中「国立健康保険診療所」を削る。

第二十條に次の一項を加える。
3 厚生大臣は、検疫所の事務を分掌させるため、所要の地に検疫所の支所又は出張所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

第二十八條を次のように改める。
第二十八條 削除

第三十條中「医務出張所」を「地区医務出張所」に改める。

第三十二條の表中、北海道地区駐在防疫官事務所の項を削り、東北地区駐在防疫官事務所の項に「青森県」を「北海道 青森県」に改める。

第三十七條を第四十條とし、以下順次三條ずつ繰り下げ、第三節第二款の次に次の一款を加える。

第三款 地区麻薬取締官事務所(所掌事務)

第三十七條 地区麻薬取締官事務所は、本省の所掌事務のうち麻薬及び大麻の取締に關する事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第三十八條 地区麻薬取締官事務所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名	称	位	置	管	轄	区	域
北海道地区麻薬取締官事務所	札幌市			北海道			
東北地区麻薬取締官事務所	仙台市			青森県 岩手県 宮城県 秋田県			

第五十一号を次のように改める。
五十一 特定の医薬品、用具及び化粧品規格を定め、又はこれらの検定を行うこと。
第十五條中「国立健康保険診療所」を削る。

第二十條に次の一項を加える。
3 厚生大臣は、検疫所の事務を分掌させるため、所要の地に検疫所の支所又は出張所を設けることができる。その名称、位置及び内部組織は、厚生省令で定める。

第二十八條を次のように改める。
第二十八條 削除

第三十條中「医務出張所」を「地区医務出張所」に改める。

第三十二條の表中、北海道地区駐在防疫官事務所の項を削り、東北地区駐在防疫官事務所の項に「青森県」を「北海道 青森県」に改める。

第三十七條を第四十條とし、以下順次三條ずつ繰り下げ、第三節第二款の次に次の一款を加える。

第三款 地区麻薬取締官事務所(所掌事務)

第三十七條 地区麻薬取締官事務所は、本省の所掌事務のうち麻薬及び大麻の取締に關する事務を分掌する。

(名称、位置及び管轄区域)

第三十八條 地区麻薬取締官事務所の名称、位置及び管轄区域は、左の通りとする。

名	称	位	置	管	轄	区	域
北海道地区麻薬取締官事務所	札幌市			北海道			
東北地区麻薬取締官事務所	仙台市			青森県 岩手県 宮城県 秋田県			

関東信越地区麻薬取締官事務所	東京都
東海北陸地区麻薬取締官事務所	名古屋市
近畿地区麻薬取締官事務所	大阪市
中国地区麻薬取締官事務所	広島市
四国地区麻薬取締官事務所	高松市
九州地区麻薬取締官事務所	福岡市
山形県	福島県
茨城県	栃木県
千葉県	群馬県
新潟県	埼玉県
静岡県	愛知県
富山県	岐阜県
滋賀県	三重県
奈良県	京都府
和歌山県	大阪府
鳥取県	兵庫県
山口県	岡山県
徳島県	広島県
福岡県	香川県
大分県	愛媛県
宮崎県	高知県
	長崎県
	熊本県
	鹿児島県

（内部組織）

第三十九條 地区麻薬取締官事務所の内部組織は、厚生省令で定める。

附則

この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。

○黒川國務大臣 ただいま議題となりました厚生省設置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

通商貿易の進展に際して検疫事務の迅速な処理をはかるため、検疫所の支所及び出張所を設け得ることとしたしますとともに、麻薬取締り業務を円滑に推進するため全国八箇所に麻薬取締官事務所を設ける必要がありましか、その他の事項について改正の必要があるものであります。

以上が厚生省設置法の一部を改正する法律案を提案する理由であります。が、何とぞ御審議の上すみやかに可決されますようお願いいたします。

○松本（善）委員長代理 御質疑はありませんか。

山形県	福島県
茨城県	栃木県
千葉県	群馬県
新潟県	埼玉県
静岡県	愛知県
富山県	岐阜県
滋賀県	三重県
奈良県	京都府
和歌山県	大阪府
鳥取県	兵庫県
山口県	岡山県
徳島県	広島県
福岡県	香川県
大分県	愛媛県
宮崎県	高知県
	長崎県
	熊本県
	鹿児島県

○松本（善）委員長代理 それでは次に、運輸省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたし、政府の提案理由の説明を求めます。山崎運輸大臣。

運輸省設置法等の一部を改正する法律案
運輸省設置法等の一部を改正する法律案

第一條 運輸省設置法（昭和二十四年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章 公団（第六十二條）を削る。
第四條第一項第三十二号の次に次の一号を加える。
第三十二の二 鉄道公安職員を指名し、及び鉄道公安職員の捜査に關する職務を監督すること。
第四條第一項第四十四号の次に次の三号を加える。
第四十四の二 国際観光事業を助成すること。
第四十四の三 通訳案内業の試験を行ふこと。
第四十四の四 外客宿泊施設の整備

を行ふこと。
第四十四の四 外客宿泊施設の整備

を因るため、ホテル及び旅館を登録すること。
第四條第二項第一号中「船舶運管会」を「船舶管理委員会」に、同條同項第二号を次のように改める。
二 外航船舶の使用に關し、承認すること。
第四條第二項第三号を次のように改める。
三 削除
第六條第三号中「船舶運管会」による期間より、船料を除く。」を削る。
第十五條の次に次の一條を加える。

（審理官）

第十五條の二 次條の公聴会を主宰して事実の審理を行わせ、その他運輸審議会の事務を補助させるため、運輸審議会に審理官を置く。
二 審理官は、運輸省の職員のうちから、運輸大臣が命ずる。
第十六條の次に次の五條を加える。

（公聴会の主宰）
第十六條の二 公聴会は、運輸審議会が事実を指定して指名する審理官が主宰する。但し、事実が特に重要である場合において運輸審議会が公聴会を自ら主宰し、又は委員を指名して公聴会を主宰させることを妨げない。

（報告書の作成）
第十六條の三 前條の規定により指名された委員又は審理官は、公聴会の審理によつて知ることができた事実を報告書として作成し、これを運輸審議会に提出しなければならない。

（報告書の提示）
第十六條の四 運輸審議会は、前條の報告書を運輸審議会の定める利害關係人に提示しなければならない。但し、公聴会において、報告書の提示を必要としない旨の利害關係人の合意があつたときは、この限りでない。

（申立）
第十六條の五 前條の報告書の提示を受けた利害關係人は、報告書に誤があると認めるときは、その提示を受けた日から十五日以内にその旨の申立をすることが出来る。

（再審理）

第十六條の六 運輸審議会は、前條の申立を審査して、報告書に誤があつて運輸審議会の決定に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、再び公聴会を開かなければならない。

第十八條第一項中「運輸審議会の決定を運輸審議会の決定及び第十六條の三の報告書」に改める。
第二十三條第二項第二号中「船舶運管会」を「船舶管理委員会」に改める。

第二十四條第二項第二号を次のように改める。
二 削除
第二十七條第一項第二号の次に次の一号を加える。
二の二 日本国有鉄道の役員及び職員、運輸の認可等、運輸行政の根幹ともいふべき行政につきまして、運輸大臣の意思決定に参画する機関であり、その事務は重要かつ複雑なものであるから、現在運輸審議会は七人の委員が何ら補助機関も持たず、すべての事業を審理しております

七人の委員が何ら補助機関も持たず、すべての事業を審理しております

第三十四條第二項中「兵庫縣武庫郡本庄村」を「神戸市」に改める。
第三十八條第一項の表中期間より、船料審議会の項を削る。
第四十條第二項第一号中「船舶運管会」を「船舶管理委員会」に改める。
第五章を削る。
第二條 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）の一部を次のように改正する。
別表第一公団の欄中「船舶公団」を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 運輸審議会の行ふ公聴会は、運輸省設置法の改正後の第十六條の二の規定にかかわらず、昭和二十七年三月三十一日までは、運輸審議会の指名する委員が主宰することが出来る。

○山崎國務大臣 ただいま議題となりました運輸省設置法等の一部を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。

このたびの改正は、第一には運輸審議会に審理官制度を設けることであり、運輸審議会は御承知のように、鉄道、道路運送事業、定期航路事業等の免許、運賃の認可等、運輸行政の根幹ともいふべき行政につきまして、運輸大臣の意思決定に参画する機関であり、その事務は重要かつ複雑なものであるから、現在運輸審議会は七人の委員が何ら補助機関も持たず、すべての事業を審理しております

七人の委員が何ら補助機関も持たず、すべての事業を審理しております

年ノ子ヲ謂フ
第六十五條ノ二を次のように改める。
第六十五條ノ二 傷病年金ノ年額ハ退職當時ノ俸給年額ニ傷病ノ原因及傷病ノ程度ニ依リ定メタル別表第三号表ノ率ヲ乗ジタル金額トス但シ普通恩給ヲ併給スル場合ニ於テハ其ノ金額ノ十分ノ八・五ニ相当スル金額ヲ傷病年金ノ年額トス
前條第一項但書ノ規定ハ傷病年金ヲ給スベキ者ノ退職當時ノ俸給年額ニ付之ヲ準用ス
前條第二項及第三項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ付之ヲ準用ス
第六十七條第一項中「文官、教育職員又ハ待遇職員」を「文官」に改める。
第六十八條及び第六十九條を次のように改める。
第六十八條及第六十九條 削除
第七十二條、第七十三條第一項及び第七十四條ノ二中「公務員又ハ公務員ニ準スヘキ者」を「公務員」に改める。
第七十五條第一項第一号中「公務員又ハ之ニ準スヘキ者」を「公務員」に改め、同項第二号中「公務員又ハ之ニ準スヘキ者」を「公務員」に、「退職當時ノ等級ニ依リ定メタル別表第五号表ノ率」を「十分ノ四十」に改め、同項第三号中「公務員又ハ之ニ準スヘキ者」を「公務員」に、「退職當時ノ等級ニ依リ定メタル別表第六号表ノ率」を「十分ノ三十三」に改め、同項第四号中「退職當時ノ等級ニ依リ定メタル別表第七号表ノ率」を「十分ノ二十四」に改め、同條

第二項を次のように改める。
前項第二号乃至第四号ノ規定スル場合ニ於テ扶助料ヲ受クル者ニ扶養遺族アルトキハ其ノ員數ヲ四千八百円ニ乗ジタル金額ヲ扶助料ノ年額ニ加給ス
同條第三項を次のように改める。
前項ノ扶養遺族トハ扶助料ヲ受クル者ニ依リ生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスル遺族ニシテ扶助料ヲ受クベキ要件ヲ具フルモノヲ謂フ
第七十六條中「公務員又ハ之ニ準スヘキ者」及び「公務員若ハ之ニ準スヘキ者」を「公務員」に改める。
第七十九條ノ二の次に次の一條を加える。
第七十九條ノ三 扶助料ヲ受クル者國家公務員災害補償法第十五條若ハ労働基準法第七十九條ノ規定ニ依リ遺族補償又ハ之ニ相当スル給付ニシテ同法第八十四條第一項ノ規定ニ該當スルモノヲ受ケタル者ナルトキハ當該補償又ハ給付ヲ受ケタル事由ノ生ジタル月ノ翌月ヨリ六年間左ノ区分ニ依リ扶助料ノ一部ヲ停止ス但シ停止年額ハ當該補償又ハ給付ノ金額ノ六分ノ一ニ相當スル金額ヲ超エルコトナシ
一 第七十五條第一項第二号ノ規定ニ依リ扶助料ニ付テハ其ノ年額ノ十分ノ三十三ニ相當スル金額ニ同條第二項ノ規定ニ依ル加給年額ヲ加ヘタル金額
二 第七十五條第一項第三号ノ規定ニ依リ扶助料ニ付テハ其ノ年額ノ三十三分ノ二十三ニ相當スル金額ニ同條第二項ノ規定ニ依ル加給年額ヲ加ヘタル金額

三 第七十五條第一項第四号ノ規定ニ依リ扶助料ニ付テハ其ノ年額ノ二十四分ノ十四ニ相當スル金額ニ同條第二項ノ規定ニ依ル加給年額ヲ加ヘタル金額
第八十條第一項第二号中「公務員」を「公務員又ハ之ニ準スヘキ者」に改める。
第八十二條第一項中「文官、教育職員又ハ待遇職員」を「文官」に改める。
別表第一号表ノ六を削る。
別表第二号表を次のように改める。

傷病原因	傷病状態						
	第一項症	第二項症	第三項症	第四項症	第五項症	第六項症	第七項症
甲 号 (特殊公務)	百五十分ノ百四	百五十分ノ百五十八	百五十分ノ百五十八	百五十分ノ百五十八	百五十分ノ百五十八	百五十分ノ百五十八	百五十分ノ百五十八
乙 号 (普通公務)	百五十分ノ百五十八	百五十分ノ百五十八	百五十分ノ百五十八	百五十分ノ百五十八	百五十分ノ百五十八	百五十分ノ百五十八	百五十分ノ百五十八

別表第三号表を次のように改める。
第三号表

傷病原因	傷病状態			
	第一款症	第二款症	第三款症	第四款症
甲 号 (特殊公務)	百五十分ノ三十	百五十分ノ二十四	百五十分ノ二十一	百五十分ノ十八
乙 号 (普通公務)	百五十分ノ二十五	百五十分ノ二十	百五十分ノ十八	百五十分ノ十五

- 別表第四号表から別表第八号表までを削る。
附則
(施行期日)
1 この法律は、昭和二十六年四月一日から施行する。但し、恩給法第五十八條ノ四の改正規定は、昭和二十六年七月分の恩給から適用する。
(恩給の減額補給及び停止に関する法律及び昭和七年法律第十三号施行令の廃止)
2 恩給の減額補給及び停止に関する法律(昭和七年法律第十三号)及び昭和七年法律第十三号施行令(昭和七年勅令第二百四号)は、廃止する。
3 恩給法臨時特例(昭和二十三年法律第九十号)は、廃止する。但し、同法第二十條の規定は、昭和二十六年一月一日以後において、適用がなかつたものとする。
(恩給法の一部を改正する法律(昭和十八年法律第七十八号)の一部改正)
4 恩給法の一部を改正する法律(昭和十八年法律第七十八号)の一部を次のように改正する。
附則第三條を次のように改める。
第三條 削除
(恩給法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第八十五号)の一部改正)
5 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十三年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。
附則第九條を次のように改める。
第九條 削除
(経過措置)
6 改正前の恩給法第二十二條第一項に規定する教育職員及び改正前の同法第二十四條に規定する待遇職員並びに改正前の同法第二十條第二項に規定する準文官及び改正前の同法第二十二條第二項に規定する準教育職員としての在職については、なお、従前の例による。
7 この法律施行前に給与事由の生

じた恩給を受ける権利の裁定及びこの法律施行前に給与事由の生じた恩給の負担については、なお、従前の例による。

8 昭和二十三年六月三十日以前に給与事由の生じた普通恩給については、恩給法第五十八條ノ三第三項及び第四項の改正規定は、適用しない。

9 前項の普通恩給を受ける者が四十歳未満の場合においては、恩給法第五十八條ノ三第一項の改正規定にかかわらず、その者が四十歳に満ちる月までは、旧恩給法臨時特例（昭和二十三年法律第九十号）第十八條の規定によつて支給することができた額を支給するものとする。

10 この法律施行後において、恩給法以外の法律によつて恩給の規定が準用される場合における当該規定の適用については、同法第一條、第八條第一項、第十條第一項、第十二條、第十六條、第十八條、第十九條、第二十四條、第二十五條、第二十六條、第二十七條、第四十二條、第四十三條、第四十七條、第四十八條第二項、第五十九條、第六十二條、第六十四條、第六十七條第一項、第七十二條、第七十三條第一項、第七十四條ノ二、第七十五條中公務員に準すべき者に關する部分、第七十六條、第八十條第一項第二号、第八十一條第一項及び第八十二條第一項の

改正規定にかかわらず、なお、従前のこれらの規定の例による。
(恩給年額の改正)
11 昭和二十五年十二月三十一日以前に給与事由の生じた普通恩給、増加恩給、傷病年金又は扶助料については、昭和二十六年一月分以降、その年額を左の各号の規定による年額に改正する。

一 第二号及び第三号に規定する恩給以外の恩給については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第一号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額

二 昭和二十三年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給で恩給法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第八十四号）附則第二項第二号若しくは第五号の規定によつてその年額を改定されたもの又は昭和二十三年十一月一日以後給与事由の生じた恩給で旧特別職の職員に俸給等に関する法律（昭和二十三年法律第二百六十八号）若しくは特別職の職員の給与に關する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）の規定による俸給を受けた者若しくはその遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額にそれぞれ対応する附則別表第二号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなして算出して得た年額。

三 昭和二十三年十月三十一日以前に給与事由の生じた恩給で恩給法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第八十四号）附則第二項第三号若しくは第六号の規定によつてその年額を改定されたもの又は昭和二十三年十一月一日以後給与事由の生じた恩給で裁判官、檢察官若しくはこれらの者の遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額

給法等の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第八十四号）附則第二項第三号若しくは第六号の規定によつてその年額を改定されたもの又は昭和二十三年十一月一日以後給与事由の生じた恩給で裁判官、檢察官若しくはこれらの者の遺族に係るものについては、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額

12 旧恩給法臨時特例（昭和二十一年法律第三十六号）第十一條又は旧恩給法臨時特例（昭和二十三年法律第九十号）第二十條の規定が適用された恩給については、規定を適用する場合においては、

13 前二項の規定による恩給年額の改定は、裁定庁が受給者の請求を待たずに行う。

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
三八、二〇八	四六、二〇〇
三九、三〇〇	四八、〇〇〇
四〇、四二八	四九、八〇〇
四一、五九二	五一、六〇〇
四二、七八〇	五三、四〇〇
四四、〇〇四	五五、二〇〇
四五、二六四	五七、〇〇〇
四六、五六〇	五八、八〇〇
四七、八九二	六〇、六〇〇
四九、二六〇	六二、四〇〇
五〇、六七六	六四、二〇〇
五二、一八八	六六、〇〇〇
五三、六一六	六八、四〇〇
五五、一五二	七〇、八〇〇
五六、七二四	七三、二〇〇
五八、三五六	七五、六〇〇
六〇、〇二四	七八、〇〇〇
六一、七四〇	八〇、四〇〇
六三、五〇四	八二、八〇〇
六五、三二八	八五、二〇〇
六七、二〇〇	八七、六〇〇
六九、一二〇	九〇、〇〇〇
七一、一〇〇	九三、六〇〇
七三、二二八	九七、二〇〇
七五、二二八	一〇〇、八〇〇
七六、二〇〇	一〇四、四〇〇
七八、〇〇〇	一〇八、〇〇〇
八〇、四〇〇	一一一、六〇〇
八二、八〇〇	一一五、二〇〇
八五、二〇〇	一一八、八〇〇
八七、六〇〇	一二二、四〇〇
九〇、〇〇〇	一二六、〇〇〇
九三、六〇〇	一二九、六〇〇
九七、二〇〇	一三三、二〇〇
一〇〇、八〇〇	一三六、八〇〇
一〇四、四〇〇	一四〇、四〇〇
一〇八、〇〇〇	一四四、〇〇〇
一一一、六〇〇	一四七、六〇〇
一一五、二〇〇	一五一、二〇〇
一一八、八〇〇	一五四、八〇〇
一二二、四〇〇	一五八、四〇〇
一二六、〇〇〇	一六二、〇〇〇
一二九、六〇〇	一六五、六〇〇
一三三、二〇〇	一六九、二〇〇
一三六、八〇〇	一七二、八〇〇
一四〇、四〇〇	一七六、四〇〇
一四四、〇〇〇	一八〇、〇〇〇
一四七、六〇〇	一八三、六〇〇
一五一、二〇〇	一八七、二〇〇
一五四、八〇〇	一九〇、八〇〇
一五八、四〇〇	一九四、四〇〇
一六二、〇〇〇	一九八、〇〇〇
一六五、六〇〇	二〇一、六〇〇
一六九、二〇〇	二〇五、二〇〇
一七二、八〇〇	二〇八、八〇〇
一七六、四〇〇	二一二、四〇〇
一八〇、〇〇〇	二一五、〇〇〇
一八三、六〇〇	二一八、六〇〇
一八七、二〇〇	二二二、二〇〇
一九〇、八〇〇	二二五、八〇〇
一九四、四〇〇	二三〇、〇〇〇
一九八、〇〇〇	二三三、六〇〇
二〇一、六〇〇	二三七、二〇〇
二〇五、二〇〇	二四〇、八〇〇
二〇八、八〇〇	二四四、四〇〇
二一二、四〇〇	二四八、〇〇〇
二一五、〇〇〇	二五一、六〇〇
二一八、八〇〇	二五五、二〇〇
二二二、四〇〇	二五八、八〇〇
二二六、〇〇〇	二六二、四〇〇
二二九、六〇〇	二六六、〇〇〇
二三三、二〇〇	二六九、六〇〇
二三六、八〇〇	二七三、二〇〇
二四〇、四〇〇	二七六、八〇〇
二四四、〇〇〇	二八〇、四〇〇
二四八、〇〇〇	二八四、〇〇〇
二五二、〇〇〇	二八七、六〇〇
二五六、〇〇〇	二九一、二〇〇
二六〇、〇〇〇	二九四、八〇〇
二六四、〇〇〇	二九八、四〇〇
二六八、〇〇〇	三〇二、〇〇〇
二七二、〇〇〇	三〇五、六〇〇
二七六、〇〇〇	三〇九、二〇〇
二八〇、〇〇〇	三一三、二〇〇
二八四、〇〇〇	三一六、八〇〇
二八八、〇〇〇	三二〇、四〇〇
二九二、〇〇〇	三二四、〇〇〇
二九六、〇〇〇	三二七、六〇〇
三〇〇、〇〇〇	三三一、二〇〇
三〇四、〇〇〇	三三四、八〇〇
三〇八、〇〇〇	三三八、四〇〇
三一二、〇〇〇	三四二、〇〇〇
三一六、〇〇〇	三四五、六〇〇
三二〇、〇〇〇	三四九、二〇〇
三二四、〇〇〇	三五二、八〇〇
三二八、〇〇〇	三五六、四〇〇
三三二、〇〇〇	三六〇、〇〇〇
三三六、〇〇〇	三六三、六〇〇
三四〇、〇〇〇	三六七、二〇〇
三四四、〇〇〇	三七〇、八〇〇
三四八、〇〇〇	三七四、四〇〇
三五二、〇〇〇	三七八、〇〇〇
三五六、〇〇〇	三八一、六〇〇
三六〇、〇〇〇	三八五、二〇〇
三六四、〇〇〇	三八八、八〇〇
三六八、〇〇〇	三九二、四〇〇
三七二、〇〇〇	三九六、〇〇〇
三七六、〇〇〇	四〇〇、〇〇〇
三八〇、〇〇〇	四〇四、〇〇〇
三八四、〇〇〇	四〇八、〇〇〇
三八八、〇〇〇	四一二、〇〇〇
三九二、〇〇〇	四一六、〇〇〇
三九六、〇〇〇	四二〇、〇〇〇
四〇〇、〇〇〇	四二四、〇〇〇
四〇四、〇〇〇	四二八、〇〇〇
四〇八、〇〇〇	四三二、〇〇〇
四一二、〇〇〇	四三六、〇〇〇
四一六、〇〇〇	四四〇、〇〇〇
四二〇、〇〇〇	四四四、〇〇〇
四二四、〇〇〇	四四八、〇〇〇
四二八、〇〇〇	四五二、〇〇〇
四三二、〇〇〇	四五六、〇〇〇
四三六、〇〇〇	四六〇、〇〇〇
四四〇、〇〇〇	四六四、〇〇〇
四四四、〇〇〇	四六八、〇〇〇
四四八、〇〇〇	四七二、〇〇〇
四五二、〇〇〇	四七六、〇〇〇
四五六、〇〇〇	四八〇、〇〇〇
四六〇、〇〇〇	四八四、〇〇〇
四六四、〇〇〇	四八八、〇〇〇
四六八、〇〇〇	四九二、〇〇〇
四七二、〇〇〇	四九六、〇〇〇
四七六、〇〇〇	五〇〇、〇〇〇
四八〇、〇〇〇	五〇四、〇〇〇
四八四、〇〇〇	五〇八、〇〇〇
四八八、〇〇〇	五一二、〇〇〇
四九二、〇〇〇	五一六、〇〇〇
四九六、〇〇〇	五二〇、〇〇〇
五〇〇、〇〇〇	五二四、〇〇〇
五〇四、〇〇〇	五二八、〇〇〇
五〇八、〇〇〇	五三二、〇〇〇
五一二、〇〇〇	五三六、〇〇〇
五一六、〇〇〇	五四〇、〇〇〇
五二〇、〇〇〇	五四四、〇〇〇
五二四、〇〇〇	五四八、〇〇〇
五二八、〇〇〇	五五二、〇〇〇
五三二、〇〇〇	五五六、〇〇〇
五三六、〇〇〇	五六〇、〇〇〇
五四〇、〇〇〇	五六四、〇〇〇
五四四、〇〇〇	五六八、〇〇〇
五四八、〇〇〇	五七二、〇〇〇
五五二、〇〇〇	五七六、〇〇〇
五五六、〇〇〇	五八〇、〇〇〇
五六〇、〇〇〇	五八四、〇〇〇
五六四、〇〇〇	五八八、〇〇〇
五六八、〇〇〇	五九二、〇〇〇
五七二、〇〇〇	五九六、〇〇〇
五七六、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇
五八〇、〇〇〇	六〇四、〇〇〇
五八四、〇〇〇	六〇八、〇〇〇
五八八、〇〇〇	六一二、〇〇〇
五九二、〇〇〇	六一六、〇〇〇
五九六、〇〇〇	六二〇、〇〇〇
六〇〇、〇〇〇	六二四、〇〇〇
六〇四、〇〇〇	六二八、〇〇〇
六〇八、〇〇〇	六三二、〇〇〇
六一二、〇〇〇	六三六、〇〇〇
六一六、〇〇〇	六四〇、〇〇〇
六二〇、〇〇〇	六四四、〇〇〇
六二四、〇〇〇	六四八、〇〇〇
六二八、〇〇〇	六五二、〇〇〇
六三二、〇〇〇	六五六、〇〇〇
六三六、〇〇〇	六六〇、〇〇〇
六四〇、〇〇〇	六六四、〇〇〇
六四四、〇〇〇	六六八、〇〇〇
六四八、〇〇〇	六七二、〇〇〇
六五二、〇〇〇	六七六、〇〇〇
六五六、〇〇〇	六八〇、〇〇〇
六六〇、〇〇〇	六八四、〇〇〇
六六四、〇〇〇	六八八、〇〇〇
六六八、〇〇〇	六九二、〇〇〇
六七二、〇〇〇	六九六、〇〇〇
六七六、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇
六八〇、〇〇〇	七〇四、〇〇〇
六八四、〇〇〇	七〇八、〇〇〇
六八八、〇〇〇	七一二、〇〇〇
六九二、〇〇〇	七一六、〇〇〇
六九六、〇〇〇	七二〇、〇〇〇
七〇〇、〇〇〇	七二四、〇〇〇
七〇四、〇〇〇	七二八、〇〇〇
七〇八、〇〇〇	七三二、〇〇〇
七一二、〇〇〇	七三六、〇〇〇
七一六、〇〇〇	七四〇、〇〇〇
七二〇、〇〇〇	七四四、〇〇〇
七二四、〇〇〇	七四八、〇〇〇
七二八、〇〇〇	七五二、〇〇〇
七三二、〇〇〇	七五六、〇〇〇
七三六、〇〇〇	七六〇、〇〇〇
七四〇、〇〇〇	七六四、〇〇〇
七四四、〇〇〇	七六八、〇〇〇
七四八、〇〇〇	七七二、〇〇〇
七五二、〇〇〇	七七六、〇〇〇
七五六、〇〇〇	七八〇、〇〇〇
七六〇、〇〇〇	七八四、〇〇〇
七六四、〇〇〇	七八八、〇〇〇
七六八、〇〇〇	七九二、〇〇〇
七七二、〇〇〇	七九六、〇〇〇
七七六、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇
七八〇、〇〇〇	八〇四、〇〇〇
七八四、〇〇〇	八〇八、〇〇〇
七八八、〇〇〇	八一二、〇〇〇
七九二、〇〇〇	八一六、〇〇〇
七九六、〇〇〇	八二〇、〇〇〇
八〇〇、〇〇〇	八二四、〇〇〇
八〇四、〇〇〇	八二八、〇〇〇
八〇八、〇〇〇	八三二、〇〇〇
八一二、〇〇〇	八三六、〇〇〇
八一六、〇〇〇	八四〇、〇〇〇
八二〇、〇〇〇	八四四、〇〇〇
八二四、〇〇〇	八四八、〇〇〇
八二八、〇〇〇	八五二、〇〇〇
八三二、〇〇〇	八五六、〇〇〇
八三六、〇〇〇	八六〇、〇〇〇
八四〇、〇〇〇	八六四、〇〇〇
八四四、〇〇〇	八六八、〇〇〇
八四八、〇〇〇	八七二、〇〇〇
八五二、〇〇〇	八七六、〇〇〇
八五六、〇〇〇	八八〇、〇〇〇
八六〇、〇〇〇	八八四、〇〇〇
八六四、〇〇〇	八八八、〇〇〇
八六八、〇〇〇	八九二、〇〇〇
八七二、〇〇〇	八九六、〇〇〇
八七六、〇〇〇	九〇〇、〇〇〇
八八〇、〇〇〇	九〇四、〇〇〇
八八四、〇〇〇	九〇八、〇〇〇
八八八、〇〇〇	九一二、〇〇〇
八九二、〇〇〇	九一六、〇〇〇
八九六、〇〇〇	九二〇、〇〇〇
九〇〇、〇〇〇	九二四、〇〇〇
九〇四、〇〇〇	九二八、〇〇〇
九〇八、〇〇〇	九三二、〇〇〇
九一二、〇〇〇	九三六、〇〇〇
九一六、〇〇〇	九四〇、〇〇〇
九二〇、〇〇〇	九四四、〇〇〇
九二四、〇〇〇	九四八、〇〇〇
九二八、〇〇〇	九五二、〇〇〇
九三二、〇〇〇	九五六、〇〇〇
九三六、〇〇〇	九六〇、〇〇〇
九四〇、〇〇〇	九六四、〇〇〇
九四四、〇〇〇	九六八、〇〇〇
九四八、〇〇〇	九七二、〇〇〇
九五二、〇〇〇	九七六、〇〇〇
九五六、〇〇〇	九八〇、〇〇〇
九六〇、〇〇〇	九八四、〇〇〇
九六四、〇〇〇	九八八、〇〇〇
九六八、〇〇〇	九九二、〇〇〇
九七二、〇〇〇	九九六、〇〇〇
九七六、〇〇〇	一〇〇〇、〇〇〇
九八〇、〇〇〇	一〇〇四、〇〇〇
九八四、〇〇〇	一〇〇八、〇〇〇
九八八、〇〇〇	一〇一二、〇〇〇
九九二、〇〇〇	一〇一六、〇〇〇
九九六、〇〇〇	一〇二〇、〇〇〇
一〇〇〇、〇〇〇	一〇二四、〇〇〇
一〇〇四、〇〇〇	一〇二八、〇〇〇
一〇〇八、〇〇〇	一〇三二、〇〇〇
一〇一二、〇〇〇	一〇三六、〇〇〇
一〇一六、〇〇〇	一〇四〇、〇〇〇
一〇二〇、〇〇〇	一〇四四、〇〇〇
一〇二四、〇〇〇	一〇四八、〇〇〇
一〇二八、〇〇〇	一〇五二、〇〇〇
一〇三二、〇〇〇	一〇五六、〇〇〇
一〇三六、〇〇〇	一〇六〇、〇〇〇
一〇四〇、〇〇〇	一〇六四、〇〇〇
一〇四四、〇〇〇	一〇六八、〇〇〇
一〇四八、〇〇〇	一〇七二、〇〇〇
一〇五二、〇〇〇	一〇七六、〇〇〇
一〇五六、〇〇〇	一〇八〇、〇〇〇
一〇六〇、〇〇〇	一〇八四、〇〇〇
一〇六四、〇〇〇	一〇八八、〇〇〇
一〇六八、〇〇〇	一〇九二、〇〇〇
一〇七二、〇〇〇	一〇九六、〇〇〇
一〇七六、〇〇〇	一〇一〇〇、〇〇〇
一〇八〇、〇〇〇	一〇一〇四、〇〇〇
一〇八四、〇〇〇	一〇一〇八、〇〇〇
一〇八八、〇〇〇	一〇一一二、〇〇〇
一九九二、〇〇〇	一〇一一六、〇〇〇
一九九六、〇〇〇	一〇一二〇、〇〇〇
二〇〇〇、〇〇〇	一〇一二四、〇〇〇
二〇〇四、〇〇〇	一〇一二八、〇〇〇
二〇〇八、〇〇〇	一〇一三二、〇〇〇
二〇一二、〇〇〇	一〇一三六、〇〇〇
二〇一六、〇〇〇	一〇一四〇、〇〇〇
二〇二〇、〇〇〇	一〇一四四、〇〇〇
二〇二四、〇〇〇	一〇一四八、〇〇〇
二〇二八、〇〇〇	一〇一五二、〇〇〇
二〇三二、〇〇〇	一〇一五六、〇〇〇
二〇三六、〇〇〇	一〇一六〇、〇〇〇
二〇四〇、〇〇〇	一〇一六四、〇〇〇
二〇四四、〇〇〇	一〇一六八、〇〇〇
二〇四八、〇〇〇	一〇一七二、〇〇〇
二〇五二、〇〇〇	一〇一七六、〇〇〇
二〇五六、〇〇〇	一〇一八〇、〇〇〇
二〇六〇、〇〇〇	一〇一八四、〇〇〇
二〇六四、〇〇〇	一〇一八八、〇〇〇
二〇六八、〇〇〇	一〇一九二、〇〇〇
二〇七二、〇〇〇	一〇一九六、〇〇〇
二〇七六、〇〇〇	一〇二〇〇、〇〇〇
二〇八〇、〇〇〇	一〇二〇四、〇〇〇
二〇八四、〇〇〇	一〇二〇八、〇〇〇
二〇八八、〇〇〇	一〇二一二、〇〇〇
二〇九二、〇〇〇	一〇二一六、〇〇〇
二〇九六、〇〇〇	一〇二二〇、〇〇〇
二一〇〇、〇〇〇	一〇二二四、〇〇〇
二一〇四、〇〇〇	一〇二二八、〇〇〇
二一〇八、〇〇〇	一〇二三二、〇〇〇
二一一二、〇〇〇	一〇二三六、〇〇〇
二一一六、〇〇〇	一〇二四〇、〇〇〇
二一二〇、〇〇〇	一〇二四四、〇〇〇
二一二四、〇〇〇	一〇二四八、〇〇〇
二一二八、〇〇〇	一〇二五二、〇〇〇
二一三二、〇〇〇	一〇二五六、〇〇〇

一七〇、五四四	二四九、六〇〇
一七五、四二八	二五八、〇〇〇
一八〇、四四四	二六六、四〇〇
一八五、六〇四	二七四、八〇〇
一九〇、九二〇	二八三、二〇〇
一九六、三八〇	二九一、六〇〇
二〇二、〇〇八	三〇〇、〇〇〇
二一九、八四〇	三〇六、〇〇〇
二二九、二八〇	三二二、〇〇〇
二六〇、四〇〇	四〇八、〇〇〇
二八三、四四〇	四四四、〇〇〇

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が三八、二〇八円未満の場合においては、その年額の千分の千二百九倍に相当する金額（一元未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が二八三、四四〇円をこえる場合においては、その俸給年額の千分の千五百六十七倍に相当する金額（一元未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を、それぞれ仮定俸給年額とする。

附則別表第二号表

	恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
(イ) 秘書官又はその遺族の恩給	一三二、〇〇〇円 一四四、〇〇〇 一五六、〇〇〇 一六八、〇〇〇 一八〇、〇〇〇	一六八、〇〇〇円 一九二、〇〇〇 二一六、〇〇〇 二四〇、〇〇〇 二六四、〇〇〇
(ロ) 秘書官又はその遺	二四〇、〇〇〇円 二五九、二〇〇 二七三、六〇〇 二八八、〇〇〇	三六〇、〇〇〇円 三八八、八〇〇 四一〇、四〇〇 四三二、〇〇〇

昭和二十六年 四月二日印刷

族の恩給以外の恩給	三二六、四〇〇 三三六、〇〇〇 三六四、八〇〇 三八四、〇〇〇 四八〇、〇〇〇	四八〇、〇〇〇 五一六、〇〇〇 五四〇、〇〇〇 五七六、〇〇〇 七二〇、〇〇〇
-----------	---	---

秘書官又はその遺族の恩給についてその年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が一三二、〇〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千二百七十二倍に相当する金額（一元未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

秘書官又はその遺族の恩給以外の恩給については、その年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が二四〇、〇〇〇円未満の場合においては、その俸給年額の千分の千五百倍に相当する金額（一元未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。

附則別表第三号表

	恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額	仮定俸給年額
	六九、一二〇円 七九、五九六 九一、六五六 一〇二、六二二 一一一、六七二 一二八、六〇四 一四八、〇九二 一七〇、五四四 一八〇、四四四 一九六、八〇〇 二一八、四〇〇	九六、〇〇〇円 一〇八、〇〇〇 一二〇、〇〇〇 一三二、〇〇〇 一五六、〇〇〇 一八〇、〇〇〇 二一六、〇〇〇 二四〇、〇〇〇 二五二、〇〇〇 三〇〇、〇〇〇 三三六、〇〇〇

昭和二十六年 四月三日発行

二四〇、〇〇〇 二六四、〇〇〇 二八八、〇〇〇 三二六、四〇〇 三四五、六〇〇 三六四、八〇〇 三八四、〇〇〇 四八〇、〇〇〇	三七二、〇〇〇 四〇八、〇〇〇 四四四、〇〇〇 四八〇、〇〇〇 五一六、〇〇〇 五四〇、〇〇〇 五七六、〇〇〇 七二〇、〇〇〇
--	--

恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額がこの表に記載された額に合致しないものについては、その直近多額の俸給年額に対応する仮定俸給年額による。但し、恩給年額の計算の基礎となつてゐる俸給年額が六九、一二〇円未満の場合においては、その年額の千分の千三百八十八倍に相当する金額（一元未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を仮定俸給年額とする。